

機密情報開示基準

職務分掌詳細（付表）の「機密情報開示」の決裁基準については以下の通りとする。

1. 機密情報ではない事項：一般に公開されている事項（会社概要や当社ホームページに記載されている事項、官報記載事項など）は機密情報ではないため決裁を必要としない。

2. 財務担当執行役員の決裁により開示可能な情報

開示先	開示内容	条件・範囲等
(1) 取引金融機関	財務諸表、銀行別借入金残高、税務申告書	月次決算、半期決算、年次決算
(2) 税務署	財務諸表ならびに明細	税務調査など目的が明確な場合
(3) 官公庁、裁判所等の公的機関	機密情報全般	法令の規定に基づく開示に限る（財務担当執行役員による決裁後、公示されたものについては再決裁を不要とする）
(4) 取引先 (当社が購入をする場合)	決算書	取引先が当社グループと競合関係に無く、以下のいずれかに該当する場合 (1) 買掛金の与信枠が1億円以上 (2) 取引先が上場企業（注）で買掛金の与信枠が5千万円以上 (3) 取引先が年間売上2000億円以上の上場企業
(5) 取引先 (当社が販売をする場合)	決算書	取引先が当社グループと競合関係に無く、以下のいずれかに該当する場合 (1) 官公庁の入札への参加 (2) 取引先が上場企業で取引額が1千万円以上
(6) 調査会社 (帝国データバンク、東京商工リサーチに限る)	決算書の主要項目 (取引金融機関へ年次決算説明後)	損益計算書：売上高、営業利益、経常利益、税前当期純利益、当期純利益貸借対照表：流動資産、固定資産、流動負債、固定負債、純資産、借入金

（注）「上場企業」には、①海外証券市場への上場会社 ②上場会社の連結子会社 を含む。

3. 取締役会による決裁

関係者外秘に該当する機密情報のうち、当社が指定する機密情報については、取締役会決議により決定する。

- ・為替予約に関する情報（為替予約額、為替予約契約の存在・為替予約取引条件など）
- ・取引先に関する情報（取引先名、取引額、取引条件など）
- ・経営数値データ（従業員数、売上額など）ただし、法令により公官庁に報告が義務付け、かつ罰則があるものを除く）
- ・経営指標その他経営判断に関連する情報